

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱細目（障害）

平成26年3月31日  
25福保障居第2952号  
福祉保健局長決定  
平成29年3月31日  
28福保障施第3776号  
福祉保健局長決定  
令和3年5月25日  
3福保障施第660号  
福祉保健局長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金（障害）の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（障害）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第1 交付要綱別表2（第5条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

1 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断を実施する延べ面積（㎡）とする。

2 補助単価

補助単価は、次に定める費用とする。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡
- (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡
- (3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

附 則

この細目は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日より適用する。